

広野町二地域居住アーティスト・イン・レジデンス調査構築事業業務委託
仕様書

1 目的

広野町では、「第三期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「広野町移住・定住促進中期戦略」に基づき、若者世代の経済基盤の安定化や安心して子育てできる環境づくりを進め、移住者獲得を目標としている。

また、まちづくりの方針の一つとして「アートによるまちづくり」を掲げ、「ひろの童謡まつり」やアートイベントの開催を通じて交流人口の拡大に取り組んできた。その一環として、令和4年度には「二地域居住アーティスト・イン・レジデンス調査構築事業」を実施し、広野町におけるアーティスト・イン・レジデンス（以下、「AIR」という。）のあり方を検討した。令和5年度以降は公募型 AIR 事業を実施し、令和7年度事業では、「首都圏（1都3県）に居住し、将来的に広野町での移住・二地域居住を検討しているアーティスト」を対象とした公募を行い、多数の応募を得て4名のアーティストを採択、滞在制作や成果報告会を通じて町民との交流を深めた。

今年度は令和7年度事業を継承しながらも、アーティストの創作活動を通じて、広野町民や町内の団体または事業者と積極的に関係性を構築し、AIR を地域に根付かせることを目的とする事業を実施する。

具体的には、「原則、首都圏（1都3県）に居住し、将来的に広野町での移住・二地域居住を検討しているアーティスト」を対象とした公募型 AIR 事業を実施し、採択されたアーティストは滞在制作や二地域居住を通じて、広野町民や町内の団体または事業者と積極的に関係性を構築し、町民が関心を持てるテーマを設定し作品を制作する。また、アーティストとしての生計の立て方や地方拠点の利点に関する講師を招き、「移住・二地域居住プラン作成ワークショップ」を開催することで、広野町での具体的な活動や居住のイメージ形成を促進する。

2 業務の名称

8 広政企委託第8号

広野町二地域居住アーティスト・イン・レジデンス調査構築事業業務委託

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務の内容

（1）プログラムおよびテーマ設定

「長期滞在プログラム（4名程度：14日以上滞在）」と「短期滞在プログラム（10名程度：1週間程度滞在）の2部門を設け、いずれのプログラムにおいても、採択されたアーティストは広野町内においてリサーチを実施し、可能な限り町民や町内の団体または事業者（以下、「各種団体」という。）と積極的に関係性を構築し、広野町の歴史や伝統、文化、自然環境等町民が関心を持てるテーマを設定し、作品制作を実施すること。

（２）公募資料の作成・公開

事業実施に必要な「公募資料」を作成し、専用ウェブサイトで公開すること。また、多くのアーティストの応募を促すため町ウェブサイトだけでなく、アーティストが閲覧する各種ウェブサイトや SNS を活用して情報発信を行う。さらに、過去参加者や広野町に縁のあるアーティストにも直接周知を行うこと。

公募期間中は、質問への回答公開など、適切で継続的な情報発信を行うこと。

（３）一次審査の実施

事務局は応募書類を所定の基準で評価・採点し、「選定委員会（二次審査）」へ推薦する候補者を絞り込むこと。候補者は町との協議を経て正式に決定し、氏名や経歴が特定されないよう統一フォーマットで資料を作成すること。

（４）二次審査の実施

招聘するアーティストを選定するために、町民を含む「選定委員会（二次審査）」を開催すること。審査員には必ず「広野町民（広野町従業者を含む。）」を加えること。

（５）アーティストとの事前調整

選定委員会で決定したアーティストと連絡を取り、令和 9 年 3 月 19 日（金）までに AIR を終えるスケジュールを調整すること。

また、アーティストと各種団体との間で意見交換を行う機会も事前に設定すること。

さらに、アーティストが滞在制作を円滑に進められるよう、移動や資材調達等を支援できる体制を事前に構築すること。

（６）AIR 事業の実施

ア 「移住・二地域居住プラン作成ワークショップ」の実施

招聘アーティストを対象に、広野町での移住・二地域居住を具体化するプラン作成ワークショップを実施すること。その際、各種団体も参加可能とし、アーティストと地域の関係者が共に将来像を議論する場とすること。

講師には、既にアーティストとして一定の収入を得ている者や地方で拠点を持つ者を招聘し、実践的な議論を行い、その際は記録を取り、報告書に記載すること。

イ アーティスト活動支援

アーティストが居住地と広野町を行き来しながら作品制作を行えるよう支援すること。また、町民や児童・生徒が制作プロセスに参加できるワークショップを開催する等、アーティストが広野町民等と交流できる機会を 1 回以上設定すること。

ウ 作品展示場所

広野町二ツ沼総合公園リフレッシュ館もしくは広野駅交流施設

エ 成果報告会の開催

令和 9 年 3 月 14 日（日）までに町内で開催すること。

(7) 情報発信

本事業に関する情報発信を、専用ウェブサイトや SNS を通じて適宜発信すること。AIR 事業開始前は、事務局がアーティスト紹介等の発信を行い、町民の関心を高める。滞在中はアーティストと協力し情報発信を行い、シンポジウム等の告知・結果報告も実施すること。

なお、情報発信は少なくとも 2 週間に一度は実施すること。

(8) 報告書の作成

本事業の実施状況をまとめた報告書を作成すること。

5 実施体制

業務実施にあたり町と密接に連携し、必要に応じ説明・報告を行うこと。実施体制は以下の要件を満たすこと。

- (1) 連絡窓口を一本化し、担当者は業務全般を把握すること。
- (2) 円滑な業務遂行が可能な体制を構築し、必要に応じ専門家等の協力を得られること。
- (3) 業務上知り得た個人情報や秘密を漏らしてはならないこと。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本仕様に記載のない事項は、町との協議を経て指示に従うこと。

6 業務の報告

受託者は事業完了後、募集結果を含む業務完成報告書を速やかに提出すること。また、契約期間中、町が必要と認めた場合は、業務運営状況に関する報告を求める場合があること。

(1) 完了届

(2) 成果品 (3 部)

- ・実施報告書 (概要、スケジュール、AIR の様子、課題分析、改善点を含む)
- ・応募者の書類一式 (応募者ごとに整理。翻訳は不要)
- ・アーティスト説明会の動画データ
- ・上記電子データ一式 (DVD-ROM に格納)